

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって、平成二十一年三月十一日付けで広島赤十字・原爆病院労働組合執行委員長重光恵美から争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 争議行為の目的

賃金その他の労働条件の改善

二 争議行為の日時

平成二十一年三月二十二日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

広島赤十字・原爆病院において、広島赤十字・原爆病院労働組合の組合員が従事する全

職場

四 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。